

よくあるご質問

Q 年齢制限はありますか。

A 会計年度任用職員は、一会計年度（4月1日～翌年3月31日）内で任用される非常勤職員であり、年齢制限は設けていません。

Q 共済組合に加入しなければならないのですか。

A 勤務時間や雇用期間、給与額等が共済組合の加入条件を満たす場合は、必ず加入しなければなりません。加入・非加入を選択できるものではありませんので、希望職種の勤務条件をお確かめの上、お申し込みください。

Q 通勤手当は支給されますか。

A 通勤手当は、提出された通勤届を参考に、市給与条例に規定する算出方法により、実際の経路に関わらず、最も経済的かつ合理的と認められる額を支給します。ただし、徒歩で通勤する場合や通勤距離が片道2km未満である場合は支給されません。なお、車通勤の方は、通勤手当支給の有無に関わらず、駐車場代の控除があります。

Q 放課後児童支援員の勤務時間がA(通常)とB(時短)で違うのはなぜですか。

A(通常)の時間が基本となっているため、ほとんどがA(通常)の採用者で運営しておりますが、育児や家族の介護等でお忙しい方でも勤務できるようB(時短)の勤務時間を設定しました。

ただし、通常はAの勤務時間での運営であるため、Aの採用者数によりBの採用者数は変動します。

Q 学級運営補助員・特別支援教育支援員が同じ職種になっているのはなぜですか。

これらの職種は、職務内容、勤務条件、資格要件等が類似しており、両方の職種を希望される方も多いため、1度で申込ができるようにしました。申込書に希望する勤務形態の優先順位を記載してください。なお、当該職種の採用数は、市立小中学校の児童・生徒数やクラス数、京都府の教職員数等によって変動し、3月頃に確定しますので、希望する勤務形態以外で内定することがあります。

Q 来年度も再度申込みをしないといけませんか。

A 今回の選考で合格となった方は、当年度末（3月31日）まで有効の会計年度任用職員候補者名簿に登載され、その中から当年度の任用を行います。任用された方は、2回（最長3年）まで、勤務成績に基づき再度の任用を行うことがあります。